平成２８年（フ）第２８３号
静岡県焼津市駅北３丁目19番25号　フォーブル旭102、旧住所静岡県焼津市八楠４丁目１番地の15
債務者　杉岡佐和子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　友輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０号
島根県出雲市大社町杵築西2563番地３
債務者　齋藤　泰子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周藤　　滋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２７３号
静岡市駿河区手越原88番地の４
債務者　鷲巣　真紀
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤みさ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２１２２号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２―47、住民票上の住所大阪府八尾市宮町５丁目５番45号
債務者　岩城　福男
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８７号
大阪市城東区古市２丁目１番３―305号
債務者　岩澤　一次
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１９０号
大阪市都島区都島南通１丁目20番16号シンフォニー　603号、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番38―201号
債務者　菅野　晃司
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３１８号
大阪市西区南堀江４丁目７番Ａ―1103号
債務者　杉山範仁こと　杉山　　悠
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３４６号
大阪市平野区瓜破東１丁目６番５―610号
債務者　山崎貴志子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５００号
大阪市東住吉区杭全５丁目12番16―701号
債務者　高橋　真弓（旧姓神野河）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７号
北海道檜山郡江差町字陣屋町121番地
債務者　山本　浩尚
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１８号
岩手県一関市萩荘字打ノ目157番地１　ユートピア21・203
債務者　馬場　茂幸
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第６５４号
名古屋市天白区原４丁目602番地の１　エスコートはら303号、従前の住所名古屋市天白区中平１丁目301番地の２　グリーン高瀬木103号
債務者　加藤　孝広
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５５号
名古屋市天白区原４丁目602番地の１　エスコートはら303号、従前の住所名古屋市天白区中平１丁目301番地の２　グリーン高瀬木103号
債務者　加藤美恵子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６号
福岡県行橋市大字道場寺1053番地２　古木ツナ方
債務者　古木三七男
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第６８３号
埼玉県志木市柏町２丁目20番11号
債務者　安部　円華（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
愛知県豊田市桝塚東町東郷55番地３
債務者　野村　秀子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係